



# 広島県報

号外  
第66号

発行者 広島県  
発行所 広島県総務部  
総務管理局文書法制室  
購読料 月額 2,700円

## 目次

- 議会議務局告示
- 広島県議会個人情報保護条例施行規程
- 広島県議会個人情報公開条例施行規程の一部を改正する規程  
(以上県法規記載)

一八

## 議会議務局告示

### 議会議務局告示第二号

広島県議会個人情報保護条例施行規程を次のように定める。

平成十八年四月一日

広島県議会議長 新田篤実

### (趣旨)

第一条 この規程は、広島県議会個人情報保護条例(平成十七年広島県条例第六十六号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

### (個人情報取扱事務登録簿)

第二条 条例第四条第一項に規定する登録簿は、別記様式第一号による個人情報取扱事務登録簿のとおりとする。

### (開示請求書)

第三条 条例第十条第一項に規定する開示請求書は、別記様式第一号による自己情報開示請

求書のとおりとする。

(開示決定通知書等)

第四条 条例第十一条第一項及び第三項に規定する書面は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める通知書のとおりとする。

一 保有個人情報の全部を開示する旨の決定 別記様式第三号による自己情報開示決定通知書

二 保有個人情報の一部を開示する旨の決定 別記様式第四号による自己情報部分開示決定通知書

三 保有個人情報を開示しない旨の決定(第四号又は第五号に掲げる決定を除く。) 別記様式第五号による自己情報不開示決定通知書

四 保有個人情報を開示しない旨の決定(条例第十七条の規定により開示請求を拒否する場合) 別記様式第六号による自己情報存否応答拒否通知書

五 保有個人情報を開示しない旨の決定(開示請求に係る保有個人情報を保有していない場合) 別記様式第七号による自己情報不存在通知書

(開示決定期間延長通知書等)

第五条 条例第十二条第二項に規定する書面は、別記様式第八号による自己情報開示決定期間延長通知書のとおりとする。

2 条例第十二条第三項に規定する書面は、別記様式第九号による自己情報開示決定期間特例延長通知書のとおりとする。

3 条例第十二条第四項に規定する書面は、別記様式第十号による自己情報開示決定期間特例延長通知書(災害等)のとおりとする。

(公文書の写しの交付)

第六条 保有個人情報が記録されている公文書の写しを交付するときの交付の部数は、議長が特に必要と認める場合を除き、請求一件につき一部とする。

(閲覧の制限等)

第七条 保有個人情報が記録されている公文書を閲覧する者は、当該公文書をき損し、又は汚損してはならない。

2 議長は、前項の規定に違反した者又は違反するおそれがあると認められる者に対し、公文書の閲覧を停止させ、又は禁止することができる。

(第三者に対する意見照会等)

第八条 議長は、条例第十八条第一項又は第二項の規定により第三者に意見書を提出する機会を与えるときは、別記様式第十一号による意見照会書により通知するものとする。

2 条例第十八条第三項に規定する書面は、別記様式第十二号による保有個人情報開示通知書のとおりとする。

3 条例第十八条第四項に規定する書面は、別記様式第十三号による自己情報開示決定期間延長通知書(第三者不在等)のとおりとする。

(訂正請求書)

第九条 条例第二十二條第一項に規定する訂正請求書は、別記様式第十四号による自己情報訂正請求書のとおりとする。

(訂正決定通知書等)

第十条 条例第二十三條第一項に規定する書面は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める通知書のとおりとする。

一 保有個人情報全部を訂正する旨の決定 別記様式第十五号による自己情報訂正決定通知書

二 保有個人情報の一部を訂正する旨の決定 別記様式第十六号による自己情報部分訂正決定通知書

2 条例第二十三條第二項に規定する書面は、別記様式第十七号による自己情報不訂正決定通知書のとおりとする。

(訂正決定期間延長通知書等)

第十一条 条例第二十四條第二項に規定する書面は、別記様式第十八号による自己情報訂正決定期間延長通知書のとおりとする。

2 条例第二十四條第三項に規定する書面は、別記様式第十九号による自己情報訂正決定期間特例延長通知書のとおりとする。

(訂正実施通知書)

第十二條 条例第二十六條に規定する書面は、別記様式第二十号による保有個人情報訂正実施通知書のとおりとする。

(利用停止請求書)

第十三條 条例第二十八條第一項に規定する利用停止請求書は、別記様式第二十一号による自己情報利用停止請求書のとおりとする。

(利用停止決定通知書等)

第十四條 条例第二十九條第一項に規定する書面は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める通知書のとおりとする。

一 保有個人情報全部を利用停止する旨の決定 別記様式第二十二号による自己情報利用停止決定通知書

二 保有個人情報一部を利用停止する旨の決定 別記様式第二十三号による自己情報部分利用停止決定通知書

2 条例第二十九條第二項に規定する書面は、別記様式第二十四号による自己情報不利用停止決定通知書のとおりとする。

(利用停止決定期間延長通知書等)

第十五條 条例第三十條第二項に規定する書面は、別記様式第二十五号による自己情報利用停止決定期間延長通知書のとおりとする。

2 条例第三十條第三項に規定する書面は、別記様式第二十六号による自己情報利用停止決定期間特例延長通知書のとおりとする。

(意見聴取通知等)

第十六條 議長が、条例第三十二條第一項の規定により広島県議会情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)に意見を求めるときは、別記様式第二十七号による意見聴取書により行うものとする。

2 議長は、条例第三十二條第一項の規定により審査会に意見を求めた場合は、別記様式第二十八号による情報公開・個人情報保護審査会意見聴取通知書により、条例第三十三條各号に掲げる者に通知するものとする。

(審査会提出意見書の閲覧等)

第十七條 条例第三十八條第一項の規定により審査会に提出された意見書又は資料の閲覧又は写しの交付を求めようとする者は、別記様式第二十九号による情報公開・個人情報保護審査会提出意見書(資料)閲覧等申出書を議長に提出しなければならない。

2 議長は、前項の申出があつた場合は、別記様式第三十号による情報公開・個人情報保護審査会提出意見書(資料)閲覧等回答書により回答するものとする。

(運用状況の公表)

第十八條 条例第四十四條の規定による運用状況の公表は、個人情報取扱事務の登録件数、開示請求等の件数その他必要な事項を広島県報に掲載して行うものとする。

附 則

この規程は、平成十八年四月一日から施行する。

（別記）  
様式第1号（第2条関係）

個人情報取扱事務登録簿

部署名

- 1 事務の名称
- 2 事務の目的
- 3 登録開始年月日 平成 年 月 日
- 4 ファイル名及び個人情報保有状況

(1) ファイル番号			
(2) ファイル名			
(3) 処理形態			
基本的事項	識別番号等		
	氏名		
住所	性別		
	生年月日・年齢		
電話番号	住所		
	電話番号		
その他	本籍・国籍		
	健康状態・病歴		
心身の状況	障害の状況		
	身体的な特性・能力		
家庭状況	性 質 ・ 性 格		
	その他		
家庭生活	家庭状況		
	婚姻歴		
社会生活	親族関係		
	居住状況		
資産・収入	その他		
	職業・職歴		
収入	学業・学歴		
	資格・免許		
納税状況	賞 罰		
	その他		
取得状況	資産状況		
	収入状況		
思想・信条等	納税状況		
	公的扶助		
本人	取引状況		
	本 人		
国民の権利	思想・信条等		
	国民の権利		
国・他自治体等	国民の権利		
	刊行物等		
経常的な提供	刊行物等		
	経常的な提供		
電子計算組織の結合による外部提供	経常的な提供		
	電子計算組織の結合による外部提供		
システムの名称	電子計算組織の結合による外部提供		
	システムの名称		
事務の外部委託	事務の外部委託		
	委託内容		
備考	備考		
	備考		

様式第2号（第3条関係）

自己情報開示請求書

平成 年 月 日

広島県議会議長 殿

（郵便番号 - ）  
住 所 ふりがな  
氏 名 電話（ - ）

広島県議会個人情報保護条例第10条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の開示を請求します。

請求者の区分	本人	本人の法定代理人
開示請求に係る保有個人情報 が記録されている公文書 の件名又は保有個人情報の 内容 (記入してください)		
希望する開示の実施方法	閱 覧	写しの交付

注 請求の際は、請求者本人であることを示す書類（運転免許証等）の提示又は提出が必要です。  
法定代理人が請求する場合は、次の欄にも記入してください。

本人の未成年者又は 成年被後見人の別	未成年者（ 年 月 日生）	成年被後見人
本人の氏名	ふりがな 氏 名	
及び住所	住 所 (郵便番号 電話 ( - ))	

注 法定代理人が請求する場合は、法定代理人本人であることを示す書類のほか、その資格を証明する書類（戸籍謄本等）の提示又は提出が必要です。  
職員記載欄 次の欄は、記入する必要がありません。

本人等確認書類	運転免許証	旅券	住民基本台帳カード
法定代理人の 資格確認書類	その他 ( )		
担 当 部 署	戸籍謄本	登記事項証明書	
備 考	その他 ( )		

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

様式第3号（第4条関係）

自己情報開示決定通知書

第 号  
平成 年 月 日

殿

広島県議会議長 印

平成 年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、広島県議会個人情報保護条例第11条第1項の規定により、次のとおり開示することを決定しました。

開示請求に係る保有個人情報の内容	
開示する保有個人情報の利用目的	
開示の日時及び場所	日時 平成 年 月 日 時以後 場所
担当部署	署 電話 ( )
備考	
注意事項	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 保有個人情報の開示を受ける際は、この通知書を職員に提示してください。</li> <li>2 開示を受ける際に、請求者本人であることを示す書類（運転免許証等）の提示又は提出が必要です。</li> <li>3 法定代理人が開示を受ける場合は、開示を受ける際に、法定代理人本人であることを示す書類のほか、その資格を証明する書類（戸籍謄本等）の提示又は提出が必要です。</li> <li>4 指定された日時又は場所は都合の悪い場合は、あらかじめ担当部署に連絡してください。</li> </ol>

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

様式第4号（第4条関係）

自己情報部分開示決定通知書

第 号  
平成 年 月 日

殿

広島県議会議長 印

平成 年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、広島県議会個人情報保護条例第11条第1項及び第15条第1項の規定により、次のとおり部分開示することを決定しました。

開示請求に係る保有個人情報の内容	
開示する保有個人情報の利用目的	
部分開示の日時及び場所	日時 平成 年 月 日 時以後 場所
開示しない部分及びその理由	広島県議会個人情報保護条例第14条第 号該当
開示しない部分について開示をすることができない期日	平成 年 月 日
担当部署	署 電話 ( )
備考	
注意事項	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 保有個人情報の開示を受ける際は、この通知書を職員に提示してください。</li> <li>2 開示を受ける際に、請求者本人であることを示す書類（運転免許証等）の提示又は提出が必要です。</li> <li>3 法定代理人が開示を受ける場合は、開示を受ける際に、法定代理人本人であることを示す書類のほか、その資格を証明する書類（戸籍謄本等）の提示又は提出が必要です。</li> <li>4 指定された日時又は場所は都合の悪い場合は、あらかじめ担当部署に連絡してください。</li> <li>5 欄は、開示することができるときにその期日を記入します。</li> <li>6 開示を希望する場合は、同日以後に改めて開示請求をしてください。</li> <li>7 この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、広島県議会議長に対して異議申立てをすることができます。</li> <li>また、この処分があったことを知った日（広島県議会議長に対して異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する広島県議会議長の決定のあったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、広島県を被告として広島地方裁判所にこの処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において広島県を代表する者は、広島県議会議長となります。）。</li> </ol>

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

様式第 5 号 (第 4 条関係)

自己情報不開示決定通知書

第 号  
平成 年 月 日

殿  
広島県議会議長 印

平成 年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、広島県議会個人情報保護条例第 11 条第 3 項の規定により、次のとおり開示しないことを決定しました。

開示請求に係る保有個人情報内容	
開示しない理由	広島県議会個人情報保護条例第 14 条第 号該当
開示することができる期日	平成 年 月 日
担当部署	電話 ( )
備考	
注意事項	<p>1 欄は、開示することができる期日をあらかじめ明示できるときにその期日を記入します。開示を希望する場合は、同日以後に改めて開示請求をしてください。</p> <p>2 この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に、広島県議会議長に対して異議申立てをすることができます。</p> <p>3 また、この処分があったことを知った日 (広島県議会議長に対して異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する広島県議会議長の決定のあったことを知った日) の翌日から起算して 6 か月以内に、広島県を被告として広島地方裁判所にこの処分の取消しの訴えを提起することもできます (訴訟において広島県を代表する者は、広島県議会議長となります。)</p>

注 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 とする。

様式第 6 号 (第 4 条関係)

自己情報存否応答拒否通知書

第 号  
平成 年 月 日

殿  
広島県議会議長 印

平成 年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、広島県議会個人情報保護条例第 11 条第 3 項及び第 17 条の規定により、次のとおり存否応答を拒否します。

開示請求に係る保有個人情報内容	
存否応答拒否の理由	保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、保護されるべき利益を損なうこととなるため。
担当部署	電話 ( )
備考	
注意事項	<p>1 この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に、広島県議会議長に対して異議申立てをすることができます。</p> <p>2 また、この処分があったことを知った日 (広島県議会議長に対して異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する広島県議会議長の決定のあったことを知った日) の翌日から起算して 6 か月以内に、広島県を被告として広島地方裁判所にこの処分の取消しの訴えを提起することもできます (訴訟において広島県を代表する者は、広島県議会議長となります。)</p>

注 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 とする。

様式第7号 (第4条関係)

自己情報不存在通知書

第 号  
平成 年 月 日

殿  
広島県議会議長 印

平成 年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、次のとおり保有していないため、広島県議会個人情報保護条例第11条第3項の規定により、開示しないことを決定しました。

開示請求に係る保有個人情報の内容	
保有個人情報保有していない理由	1 作成又は取得していないため 2 保存年限満了により廃棄したため 3 その他 ( )
担当部署	電話 ( )
備考	
注意事項 1 この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、広島県議会議長に対して異議申立てをすることができます。 2 また、この処分があったことを知った日(広島県議会議長に対して異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する広島県議会議長の決定のあったことを知った日)の翌日から起算して6か月以内に、広島県を被告として広島地方裁判所にこの処分の取消しの訴えを提起することもできます(訴訟において広島県を代表する者は、広島県議会議長となります。)	

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

様式第8号 (第5条関係)

自己情報開示決定期間延長通知書

第 号  
平成 年 月 日

殿  
広島県議会議長 印

平成 年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、広島県議会個人情報保護条例第12条第2項の規定により、次のとおり決定期間を延長します。

開示請求に係る保有個人情報の内容	
決定期間の満了日	平成 年 月 日
延長後の決定期間	平成 年 月 日まで
延長の理由	
担当部署	電話 ( )
備考	

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

様式第 9 号 (第 5 条関係)

自己情報開示決定期間特例延長通知書

第 号  
平成 年 月 日

殿

広島県議会議長 印

平成 年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、広島県議会個人情報保護条例第12条第 3 項の規定により、次のとおり開示決定等をする期間を延長したので通知します。

開示請求に係る保有個人情報の内容	
開示請求があった日から60日以内に保有個人情報のすべてについて開示決定等を行うことができない理由	
保有個人情報の相当の部分について開示決定等をする期限	平成 年 月 日
残りの保有個人情報について開示決定等をする期限	平成 年 月 日
担当部署	電話 ( )
備考	

注 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 とする。

様式第10号 (第 5 条関係)

自己情報開示決定期間特例延長通知書 (災害等)

第 号  
平成 年 月 日

殿

広島県議会議長 印

平成 年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、広島県議会個人情報保護条例第12条第 4 項の規定により、次のとおり決定期間を延長します。

開示請求に係る保有個人情報の内容	
延長前の決定期間	平成 年 月 日まで
延長後の決定期間	平成 年 月 日まで
延長した理由	
担当部署	電話 ( )
備考	

注 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 とする。

様式第11号（第8条関係）

意見照会書

第 号  
平成 年 月 日

殿  
広島県議会議長 印

広島県議会個人情報保護条例に基づき、次のとおり、  
に関する情報が含まれている保有個人情報について、開示請求がありましたので、同条例第18条第 項の規定により、意見照会します。

ついては、当該保有個人情報の開示決定等に関して、意見書を提出することができますので、意見があれば書面により平成 年 月 日までに回答してください。

なお、平成 年 月 日までに回答がない場合は、意見がないものとして処理します。

開示請求に係る保有個人情報 の内容	
開示請求に係る保有個人情報 に含まれている に関する情報の内容	
開示請求の年月日	平成 年 月 日
広島県議会個人情報保護 条例第18条第2項各号 のいずれに該当するか の別及びその理由	広島県議会個人情報保護条例第18条第2項第 号該当 (理由)
意見書の提出先	電話 ( )
備 考	
注意事項 欄は、広島県議会個人情報保護条例第18条第2項の規定による通知の場合に限り、記載してあります。	

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

様式第12号（第8条関係）

保有個人情報開示通知書

第 号  
平成 年 月 日

殿  
広島県議会議長 印

平成 年 月 日付け 第 号で通知した意見照会書に対し、  
から開示について反対意見が提出された保有個人情報について、次のとおり開示することを決定しました。

開示決定をした保有個人情報 の内容	
開示することとした保有個人情報 に含まれている に関する情報の内容	
開示を実施する日	平成 年 月 日
開示を行う場所	
開示決定をした理由	
担 当 部 署	電話 ( )
備 考	

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。



様式第13号（第8条関係）

自己情報開示決定期間延長通知書（第三者不在等）

第 号  
平成 年 月 日

殿

広島県議会議長 印

平成 年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、広島県議会個人情報保護条例第18条第4項の規定により、次のとおり決定する期間を延長したので通知します。

開示請求に係る保有個人情報の内容	
延長前の決定期間	平成 年 月 日まで
延長後の決定期間	平成 年 月 日まで
延長した理由	
担当部署	電話（ ）
備考	

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

様式第14号（第9条関係）

自己情報訂正請求書

平成 年 月 日

広島県議会議長 殿

(郵便番号 - )  
住所 ふりがな  
氏名 電話（ ）

広島県議会個人情報保護条例第22条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の訂正を請求します。

請求者の区分	本人	本人の法定代理人
訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	平成 年 月 日	
訂正請求に係る保有個人情報の内容		
訂正請求の趣旨及び理由		

注 請求の際は、請求者本人であることを示す書類（運転免許証等）の提示又は提出が必要です。法定代理人が請求する場合は、次の欄にも記入してください。

本人の未成年者又は成年被後見人の別	未成年者（ 年 月 日生）	成年被後見人
本人の氏名及び住所	ふりがな 氏名 住所	(郵便番号 - ) 電話（ ）

注 法定代理人が請求する場合は、法定代理人本人であることを示す書類のほか、その資格を証明する書類（戸籍謄本等）の提示又は提出が必要です。職員記載欄 記入する必要がありません。

本人等確認書類	運転免許証 その他（ ）	旅券 （ ）	住民基本台帳カード
法定代理人の資格確認書類	戸籍謄本 その他（ ）	登記事項証明書 （ ）	
担当部署			
備考			

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

様式第15号（第10条関係）

自己情報訂正決定通知書

第 号  
平成 年 月 日

殿

広島県議会議長 印

平成 年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、広島県議会個人情報保護条例第23条第1項の規定により、次のとおり訂正することを決定しました。

訂正の内容	訂正前	
	訂正後	
訂正年月日	平成	年 月 日
担当部署	電話 ( )	
備考		

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

様式第16号（第10条関係）

自己情報部分訂正決定通知書

第 号  
平成 年 月 日

殿

広島県議会議長 印

平成 年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、広島県議会個人情報保護条例第23条第1項の規定により、次のとおり部分訂正することを決定しました。

訂正の内容	訂正前	
	訂正後	
訂正年月日	平成	年 月 日
訂正をしない部分		
上記部分を訂正しない理由		
担当部署	電話 ( )	
備考		

注意事項

- この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、広島県議会議長に対して異議申立てをすることができます。
- また、この処分があったことを知った日（広島県議会議長に対して異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する広島県議会議長の決定のあったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、広島県を被告として広島地方裁判所にこの処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において広島県を代表する者は、広島県議会議長となります。）。

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

様式第17号（第10条関係）

自己情報不訂正決定通知書

第 号  
平成 年 月 日

殿

広島県議会議長 印

平成 年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、広島県議会個人情報保護条例第23条第2項の規定により、次のとおり訂正しないことを決定しました。

訂正請求に係る保有個人情報の内容	
訂正をしない理由	
担当部署	電話 ( )
備考	
<p>注意事項</p> <p>1 この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、広島県議会議長に対して異議申立てをすることができます。</p> <p>2 また、この処分があったことを知った日（広島県議会議長に対して異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する広島県議会議長の決定のあったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、広島県を被告として広島地方裁判所にこの処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において広島県を代表する者は、広島県議会議長となります。）。</p>	

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

様式第18号（第11条関係）

自己情報訂正決定期間延長通知書

第 号  
平成 年 月 日

殿

広島県議会議長 印

平成 年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、広島県議会個人情報保護条例第24条第2項の規定により、次のとおり決定期間を延長します。

訂正請求に係る保有個人情報の内容	
決定期間の満了日	平成 年 月 日
延長後の決定期間	平成 年 月 日まで
延長の理由	
担当部署	電話 ( )
備考	

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

様式第19号（第11条関係）

自己情報訂正決定期間特例延長通知書

第 号  
平成 年 月 日

殿

広島県議会議長 印

平成 年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、広島県議会個人情報保護条例第24条第3項の規定により、次のとおり訂正決定等をする期間を延長したので通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の内容	
広島県議会個人情報保護条例第24条第3項の規定を適用する理由	
決定期間の満了日	平成 年 月 日
訂正決定等をする期限	平成 年 月 日まで
担 当 部 署	電話 ( )
備 考	

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

様式第20号（第12条関係）

保有個人情報訂正実施通知書

第 号  
平成 年 月 日

殿

広島県議会議長 印

に提供している保有個人情報について、次のとおり訂正を実施しましたので、広島県議会個人情報保護条例第26条の規定により通知します。

保有個人情報の内容	
訂 正 の 内 容	
訂正を実施した年月日	平成 年 月 日
担 当 部 署	電話 ( )
備 考	

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

様式第21号（第13条関係）

自己情報利用停止請求書

平成 年 月 日

広島県議会議長 殿

(郵便番号 - )  
住所 ふりがな  
氏名 電話 ( )

広島県議会個人情報保護条例第28条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報  
の利用停止を請求します。

請求者の区分	本人	本人の法定代理人
利用停止請求に係る保有個人情報 の開示を受けた日	平成 年 月 日	
利用停止請求に係る保有個人情報 の内容		
利用停止請求の趣旨及び理由		

注 請求の際は、請求者本人であることを示す書類（運転免許証等）の提示又は提出が必要です。  
法定代理人が請求する場合は、次の欄にも記入してください。

本人の未成年者又は 成年被後見人の別	未成年者 ( 年 月 日生 )	成年被後見人
本人の氏名 及び住所	ふりがな 氏名 (郵便番号 ) 住所 電話 ( )	

注 法定代理人が請求する場合は、法定代理人本人であることを示す書類のほか、  
その資格を証明する書類（戸籍謄本等）の提示又は提出が必要です。  
職員記載欄 次の欄は、記入する必要がありません。

本人等確認書類	運転免許証 その他 ( )	旅券 ( )	住民基本台帳カード
法定代理人の 資格確認書類	戸籍謄本 その他 ( )	登記事項証明書 ( )	
担当部署			
備考	同条例第27条第1項第1号該当 (利用の停止 除去) 第2号該当 (提供の停止)		

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

様式第22号（第14条関係）

自己情報利用停止決定通知書

第 号  
平成 年 月 日

殿

広島県議会議長 印

平成 年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、  
広島県議会個人情報保護条例第29条第1項の規定により、次のとおり利用停止  
することを決定しました。

利用停止請求に係る保有 個人情報の内容	
利用停止の内容	
利用停止年月日	平成 年 月 日
担当部署	電話 ( )
備考	

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

様式第23号 (第14条関係)

自己情報部分利用停止決定通知書

第 号  
平成 年 月 日  
殿  
廣 島 県 議 会 議 長 印

平成 年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、  
広島県議会個人情報保護条例第29条第1項の規定により、次のとおり部分利用停止することを決定しました。

利用停止に係る保有個人情報の内容	
利用停止の内容	
利用停止年月日	平成 年 月 日
利用停止をしない部分	
上記部分を利用停止しない理由	
担当部署	電話 ( )
備考	
注意事項	<p>1 この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、広島県議会議長に対して異議申立てをすることができます。</p> <p>2 また、この処分があったことを知った日 (広島県議会議長に対して異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する広島県議会議長の決定のあったことを知った日) の翌日から起算して6か月以内に、広島県を被告として広島地方裁判所にこの処分の取消しの訴えを提起することもできます (訴訟において広島県を代表する者は、広島県議会議長となります。)</p>

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

様式第24号 (第14条関係)

自己情報不利用停止決定通知書

第 号  
平成 年 月 日  
殿  
廣 島 県 議 会 議 長 印

平成 年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、  
広島県議会個人情報保護条例第29条第2項の規定により、次のとおり利用停止しないことを決定しました。

利用停止請求に係る保有個人情報の内容	
利用停止をしない理由	
担当部署	電話 ( )
備考	
注意事項	<p>1 この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、広島県議会議長に対して異議申立てをすることができます。</p> <p>2 また、この処分があったことを知った日 (広島県議会議長に対して異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する広島県議会議長の決定のあったことを知った日) の翌日から起算して6か月以内に、広島県を被告として広島地方裁判所にこの処分の取消しの訴えを提起することもできます (訴訟において広島県を代表する者は、広島県議会議長となります。)</p>

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

様式第25号(第15条関係)

自己情報利用停止決定期間延長通知書

第 号  
平成 年 月 日

殿

広島県議会議長 印

平成 年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、  
広島県議会個人情報保護条例第30条第2項の規定により、次のとおり決定期間を  
延長します。

利用停止請求に係る保有 個人情報の内容	
決定期間の満了日	平成 年 月 日
延長後の決定期間	平成 年 月 日まで
延長の理由	
担当部署	電話 ( )
備考	

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

様式第26号(第15条関係)

自己情報利用停止決定期間特別延長通知書

第 号  
平成 年 月 日

殿

広島県議会議長 印

平成 年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、  
広島県議会個人情報保護条例第30条第3項の規定により、次のとおり利用停止決  
定等をする期間を延長したので通知します。

利用停止請求に係る保有 個人情報の内容	
広島県議会個人情報保護 条例第30条第3項の規定 を適用する理由	
決定期間の満了日	平成 年 月 日
利用停止決定等をする期 限	平成 年 月 日まで
担当部署	電話 ( )
備考	

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

様式第27号（第16条関係）

意見聴取書

第 号  
平成 年 月 日

広島県議会情報公開・個人情報保護審査会 殿

広島県議会議長 印

広島県議会個人情報保護条例第12条第1項に規定する開示決定等（第24条第1項に規定する訂正決定等・第30条第1項に規定する利用停止決定等）について、行政不服審査法の規定に基づき異議申立てがあったので、同条例第32条第1項の規定により、次の事項について意見を求めます。

- 1 異議申立てに係る開示決定等（訂正決定等・利用停止決定等）の対象となつた保有個人情報の内容
- 2 開示決定等（訂正決定等・利用停止決定等）をした具体的な理由
- 3 関係書類
  - (1) 異議申立書の写し
  - (2) 自己情報開示請求書（自己情報訂正請求書・自己情報利用停止請求書）の写し
  - (3) 決定通知書の写し
  - (4) 異議申立てに係る経過説明書
  - (5) その他
- 4 担当部署 電話（ ）

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

様式第28号（第16条関係）

情報公開・個人情報保護審査会意見聴取通知書

第 号  
平成 年 月 日

殿

広島県議会議長 印

自己情報開示請求に係る開示決定等（自己情報訂正請求に係る訂正決定等・自己情報利用停止請求に係る利用停止決定等）に対する異議申立てについて、広島県議会個人情報保護条例第32条第1項の規定により、広島県議会情報公開・個人情報保護審査会に意見を求めました。

請求に係る保有個人情報の内容	
異議申立ての内容	
異議申立てがあった日	平成 年 月 日
審査会に意見を求めた日	平成 年 月 日
担当部署	電話（ ）
備考	

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。



様式第29号 (第17条関係)

情報公開・個人情報保護審査会  
提出意見書 (資料) 閲覧等申出書

平成 年 月 日

広島県議会議長 殿

(郵便番号 ( ) )

住所

ふりがな

氏名

電話 ( ) ( )

広島県議会情報公開・個人情報保護審査会に提出された意見書 (資料) について、広島県議会個人情報保護条例第38条第1項の規定により、次のとおり閲覧等の申出をします。

申出に係る意見書 (資料)	
閲覧等の区分	閲覧 写しの交付 (窓口での交付) 郵送による交付)

<職員記載欄> この欄には、記載しないでください。

申出者の区分	1 不服申立人	2 参加人
担当部署	電話 ( )	
備考		

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

様式第30号 (第17条関係)

情報公開・個人情報保護審査会  
提出意見書 (資料) 閲覧等回答書

第 号  
平成 年 月 日

殿

広島県議会議長 印

平成 年 月 日付けで申出のあった広島県議会情報公開・個人情報保護審査会提出意見書 (資料) については、次のとおり回答します。

申出に係る意見書 (資料) の内容	
区分	1 承諾 2 部分承諾 3 不承諾
閲覧 (写しを交付) できる日時	平成 年 月 日 時以後
閲覧 (写しを交付) できない場所	
部分承諾又は不承諾の理由	
担当部署	電話 ( )
備考	
注意事項	1 意見書 (資料) の閲覧 (写しの交付) を受ける際は、この回答書を職員に提示してください。 2 指定された日時又は場所が都合の悪い場合は、あらかじめ担当部署に連絡してください。

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

議会事務局告示第三号

広島県議会情報公開条例施行規程の一部を改正する規程をここに定める。

平成十八年四月一日

広島県議会議長 新 田 篤 実

広島県議会情報公開条例施行規程の一部を改正する規程

広島県議会情報公開条例施行規程(平成十五年議会事務局告示第一号)の一部を次のように改正する。

第四条に次の一項を加える。

3 条例第八条第四項に規定する書面は、別記様式第九号の二による決定期間特例延長通知書(災害等)のとおりとする。

第八条第一項中「広島県議会情報公開審査会」を「広島県議会情報公開・個人情報保護審査会」に改め、同条第二項中「情報公開審査会意見聴取通知書」を「情報公開・個人情報保護審査会意見聴取通知書」に改める。

第九条第一項中「情報公開審査会提出意見書(資料)閲覧等申出書」を「情報公開・個人情報保護審査会提出意見書(資料)閲覧等申出書」に改め、同条第二項中「情報公開審査会提出意見書(資料)閲覧等回答書」を「情報公開・個人情報保護審査会提出意見書(資料)閲覧等回答書」に改める。

第十条を削り、第十一条中「第三十条」を「第二十九条」に改め、同条を第十条とする。別記様式第一号を次のように改める。

様式第1号(第2条関係)

公文書開示請求(申出)書

平成 年 月 日

広島県議会議長 殿

(郵便番号 . . . )

住所

ふりがな

氏名

電話 ( ) -

広島県議会情報公開条例の規定に基づき、次のとおり公文書の開示の請求(申出)をします。

公文書の件名又は内容	
開示の方法の区分 (参照する方法で囲んでください)	1 閲覧 2 写しの交付 (郵送等の希望 有 ・ 無 )
請求(申出)の理由 又は利用目的	

<職員記載欄> この欄には、記載しないでください。

公文書の件名 (年度)	
担当部署	電話 ( )
備考	

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

別記様式第三号中「内線」や記号。  
 別記様式第三号中「内線」や記号。回覧の共通事項の3及び4中「この決定」や「この処分」に記号。

別記様式第四号中「内線」や記号。回覧の共通事項の1中「この通知に係る開示決定」及び「この決定」や「この処分」に記号。回覧の共通事項の2中「この決定」や「この処分」に記号。

別記様式第五号中「内線」や記号。回覧の共通事項の1中「この通知に係る開示決定」及び「この決定」や「この処分」に記号。回覧の共通事項の2中「この決定」や「この処分」に記号。

別記様式第六号中「開示することができません」や「広島県議会情報公開条例第7条第2項の規定により、開示しないことを決定しました」に記号。「内線」や記号。回覧の共通事項の1中「この通知に係る開示決定」及び「この決定」や「この処分」に記号。回覧の共通事項の2中「この決定」や「この処分」に記号。  
 別記様式第七号中「内線」や記号。  
 別記様式第八号中「内線」を削り、同様式の次に次の一様式を加える。

様式第8号の2(第4条関係)  
 決定期間特例延長通知書(災害等)  
 第 号  
 平成 年 月 日  
 殿  
 広島県議会議長 印

平成 年 月 日付けで開示請求のあった公文書については、広島県議会情報公開条例第8条第4項の規定により、次のとおり開示決定等をする期間を延長したので通知します。

開示請求に係る公文書の件名又は内容	
延長前の決定期間	平成 年 月 日まで
延長後の決定期間	平成 年 月 日まで
延長の理由	
担当部署	電話 ( )
備考	

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

別記様式第九号中「内線」を記す。  
 別記様式第十号中「内線」を記す。回覧の共済職員の中で「この通知に係る開示決定」及び「この決定」を「この処分」に記す。回覧職員の中で「この決定」を「この処分」に記す。

別記様式第十一号中「内線」を記す。  
 別記様式第十二号及び別記様式第十三号中「広島県議会情報公開審査会」を「広島県議会情報公開・個人情報保護審査会」に記す。「内線」を記す。  
 別記様式第十四号及び第十五号中「内線」を記す。

様式第14号(第9条関係)

情報公開・個人情報保護審査会提出意見書(資料)閲覧等申出書

平成 年 月 日

広島県議会議長 殿

(郵便番号 - )  
 住所  
 ふりがな  
 氏名  
 電話 ( ) -

広島県議会情報公開・個人情報保護審査会に提出された意見書(資料)について、広島県議会情報公開条例第24条第1項の規定により、次のとおり閲覧等の申出をします。

申出に係る意見書 (資料)の内容	
閲覧等の区分 (希望する方法を で囲んでください。)	1 閲覧 2 写しの交付 (郵送等の希望 有 ・ 無 )

<職員記載欄> この欄には、記載しないでください。

申出者の区分	1 不服申立人	2 参加人
担当部署	電話 ( )	
備考		

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

別記様式第十五号中「情報公開審査会提出意見書(資料)閲覧等回答書」を「情報公開・個人情報保護審査会提出意見書(資料)閲覧等回答書」に、「情報公開審査会提出意見書(資料)に」と「情報公開・個人情報保護審査会提出意見書(資料)に」と改め、「内線」を削る。

別記様式第十六号を削る。

附則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成十八年四月一日から施行する。
- (経過措置)
- 2 この規程の施行の際現に改正前の広島県議会情報公開条例施行規程の様式で行っている請求その他の手続は、改正後の広島県議会情報公開条例施行規程の様式で行われた請求その他の手続とみなす。